

お知らせ

令和3年3月29日
宇都市総務財務部契約課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

令和2年10月1日に施行された改正建設業法において、監理技術者の専任義務が緩和され、監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、同一の特例監理技術者を配置できる工事を2件まで認めることとされたところですが、宇都市における監理技術者の兼務の取扱いについては下記のとおりとしましたので、お知らせします。

記

1 兼務要件

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること
- イ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件までであること
- オ 特例監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね 10km以内であること
- カ 特例監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

2 施行日

令和3年4月1日（以降に入札公告又は指名通知を行うものについて適用）

＜留意事項＞

- 1 特例監理技術者の配置が認められない工事は、入札公告等に明記します。
- 2 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者は、本取扱いに関わらず専任となります。
- 3 特例監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりはありません。